明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**国土交通**一〇三）　一
〔告　示〕
○内閣府設置法、デジタル庁設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき令和六年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件（**内閣官房・内閣府・デジタル庁・復興庁**一）　五
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（**総務**四〇〇）　一五
○重要文化財を分割し片方を国宝に指定する件（**文部科学**一六七）　一六
○有形文化財を重要文化財に指定する件（**同**一六八）　一七
○重要文化財に有形文化財を追加して指定する件（**同**一六九）　一九
○文化財保護法第五十九条第一項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（**同**一七〇）　二〇
○肥料を登録した件（**農林水産**二二五七）　二〇
○平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件（**国土交通**一三二四）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
令和六年度第二・四半期における予算使用の状況（内閣）　三
令和六年度第二・四半期における国庫の状況（同）　六九
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　七七
裁判所
破産、免責、再生関係　八〇
特殊法人等
企業年金基金変更、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、押収物還付関係　二六
会社その他
会社決算公告

省　令

○国土交通省令第百三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四号）の一部の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の四第二項、第十九条の二十二第一項及び第十九条の五十四並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（油記録簿） **第十一条の三**　（略） ２　（略） ３　第一項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られるものであつて、告示で定める基準に適合するものに限る。第十二条の二の三十第三項、第十二条の二の四十四、第十二条の三の六第二項、第十二条の十四の十六第二項、第十二条の十七の二第四項、第十二条の十七の五の二第二項及び第十二条の十七の六第二項において同じ。）に記録される場合は、当該記録をもつて法第八条第二項の油記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿とみなす。 ４・５　（略） （通風洗浄） **第十二条の二**　法第九条の二第二項の国土交通省令で定める有害液体物質は、摂氏二十度において五キロパスカルを超える蒸気圧を有する有害液体物質とする。 （有害液体物質記録簿） **第十二条の二の三十**　（略） ２　（略） ３　第一項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第九条の五第二項の有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該有害液体物質記録簿とみなす。 ４・５　（略） （粉砕装置の技術上の基準） **第十二条の三の二の八**　令第九条の六第一項第一号の粉砕装置に関し国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） （殺菌するための措置） **第十二条の三の二の九**　令第九条の六第二項及び別表第三第一号の国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置は、熱湯を使用することにより、廃棄物の温度を摂氏八十度以上とし、これを十分間保つこと又はこれと同等以上の殺菌効果を有する措置とする。 （特定船舶） **第十二条の三の二の十二**　令別表第四備考第一号の国土交通省令で定める船舶は、一航海において同表備考第二号から第八号までに規定する海域のみを航行する船舶であつて、直前の出発港及び目的港の陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて令第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を当該陸地にある施設において処理することができないものとする。	（油記録簿） **第十一条の三**　（略） ２　（略） ３　第一項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られるものであつて、告示で定める基準に適合するものに限る。第十二条の二の三十第三項、第十二条の二の四十四、第十二条の三の六第二項、第十二条の十七の二第四項、第十二条の十七の五の二第二項及び第十二条の十七の六第二項において同じ。）に記録される場合は、当該記録をもつて法第八条第二項に規定する油記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿とみなす。 ４・５　（略） （通風洗浄） **第十二条の二**　法第九条の二第二項の国土交通省令で定める有害液体物質は、温度二十度において五キロパスカルを超える蒸気圧を有する有害液体物質とする。 （有害液体物質記録簿） **第十二条の二の三十**　（略） ２　（略） ３　第一項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第九条の五第二項に規定する有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該有害液体物質記録簿とみなす。 ４・５　（略） （粉砕装置の技術上の基準） **第十二条の三の二の八**　令別表第二の二第一号の粉砕装置に関し国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） （殺菌するための措置） **第十二条の三の二の九**　令別表第二の二第一号及び別表第四第一号の国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置は、熱湯を使用することにより、廃棄物の温度を摂氏八十度以上とし、これを十分間保つこと又はこれと同等以上の殺菌効果を有する措置とする。 （特定船舶） **第十二条の三の二の十二**　令別表第三備考第一号の国土交通省令で定める船舶は、一航海において同表備考第二号から第八号までに規定する海域のみを航行する船舶であつて、直前の出発港及び目的港の陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて令第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を当該陸地にある施設において処理することができないものとする。

（船舶発生廃棄物記録簿）

第十二条の三の六　（略）

2　前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十条の四第二項の船舶発生廃棄物記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該船舶発生廃棄物記録簿とみなす。

3・4　（略）

（水バラスト記録簿）

第十二条の十四の十六　（略）

2　前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十七条の四第二項の水バラスト記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該水バラスト記録簿とみなす。

3　第一項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

4　（略）

（海洋施設の油記録簿等）

第十二条の十七の二　（略）

2・3　（略）

4　第二項の表及び第三項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十八条の四第二項の油記録簿又は有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿又は有害液体物質記録簿とみなす。

5～7　（略）

（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）

第十二条の十七の五の二　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項の規定による航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

（燃料油の採取位置の指定）

第十二条の十七の五の三　法第十九条の二十二第一項の船舶（引火点が摂氏六十度以下の燃料又は摂氏三十七・八度において蒸気圧が〇・二八メガパスカルを超える燃料を使用する船舶を除く。）の船舶所有者は、法第十九条の二十一第一項又は第二項に規定する基準に適合する燃料油を使用するときは、あらかじめ、国土交通大臣の指示するところにより、当該燃料油を採取することができる位置を指定するものとする。

（燃料油の使用に係る記録）

第十二条の十七の六　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項の規定による航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

（粉砕設備等）

第三十七条の十五　法第四十三条の九第一項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　令第九条の六第一項第一号の粉砕装置

二・三　（略）

2　（略）

（船舶発生廃棄物記録簿）

第十二条の三の六　（略）

2　前項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十条の四第二項に規定する船舶発生廃棄物記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該船舶発生廃棄物記録簿とみなす。

3・4　（略）

（水バラスト記録簿）

第十二条の十四の十六　（略）

（新設）

2　前項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

3　（略）

（海洋施設の油記録簿等）

第十二条の十七の二　（略）

2・3　（略）

4　第二項の表及び第三項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて法第十八条の四第二項に規定する油記録簿又は有害液体物質記録簿への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該油記録簿又は有害液体物質記録簿とみなす。

5～7　（略）

（入域等のときにおける窒素酸化物の放出量に係る放出基準に係る記録）

第十二条の十七の五の二　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

（燃料油の採取位置の指定）

第十二条の十七の五の三　法第十九条の二十二第一項の船舶（引火点が摂氏六十度以下の燃料を使用する船舶を除く。）の船舶所有者は、法第十九条の二十一第一項又は第二項に規定する基準に適合する燃料油を使用するときは、あらかじめ、国土交通大臣の指示するところにより、当該燃料油を採取することができる位置を指定するものとする。

（燃料油の使用に係る記録）

第十二条の十七の六　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電磁的記録に記録される場合は、当該記録をもつて前項に規定する航海日誌への記載に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項は、当該航海日誌に記載されたものとみなす。

（粉砕設備等）

第三十七条の十五　法第四十三条の九第一項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　令別表第二の二第一号の粉砕装置

二・三　（略）

2　（略）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第十二号の五様式（第二十六条関係）	第十二号の五様式（第二十六条関係）
（略）	（略）
国際大気汚染防止証書の追補	国際大気汚染防止証書の追補
SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE	SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE
(IAPP証書)	(IAPP証書)
(IAPP CERTIFICATE)	(IAPP CERTIFICATE)
（略）	（略）
2.3.5　第14規則12により、第14規則10又は11に基づく採取位置の指定の要件は、低引火点燃料又はガス燃料用の燃料供給装置には適用されない。	2.3.5　第14規則12により、第14規則10又は11に基づく採取位置の指定の要件は、船舶を推進し、又は運航するための燃焼を目的とする低引火点燃料用の燃料供給装置には適用されない。
In accordance with regulation 14.12, the requirement for fitting or designating sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 is not applicable for a fuel oil service system used for a low-flashpoint fuel or a gas fuel. . . . . □	In accordance with regulation 14.12, the requirement for fitting or designating sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 is not applicable for a fuel oil service system for a low-flashpoint fuel for combustion purposes for propulsion or operation on board the ship. . . . . □
（略）	（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第一（第三条及び第四条関係）

改正後	改正前
（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）
第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十九条の八（国際大気汚染防止原動機証書の備置きに限る。）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十二、第十九条の二十九（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の備置きに限る。）、第十九条の三十五の四第三項、第十九条の四十五並びに第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三	第九条の十四第一項、第九条の二十、第十六条第一項及び第三項、第十七条の四第一項、第三項及び第四項、第十九条の八（国際大気汚染防止原動機証書の備置きに限る。）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十九（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の備置きに限る。）、第十九条の三十五の四第三項、第十九条の四十五並びに第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含

項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九	
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二、第十九条の三十五の四第三項及び第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	第十二条の二の十九第一項（第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。）、第十二条の十七の八
（略）	（略）

む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九	
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の二十、第十六条第二項、第十七条の四第二項、第十九条の二十一の二、第十九条の三十五の四第三項及び第四十条の二第一項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	第十二条の二の十九第一項（第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中第十二条の十七の五の三の改正規定及び第二条の改正規定　令和七年八月一日

二　第一条中第十一条の三及び第十二条の十四の十六の改正規定並びに第三条の改正規定（「第十九条の二十一の二」を「第十九条の二十一の二、第十九条の二十二」に改める部分を除く。）　令和七年十月一日